

STANDARD TOKYO

2025 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 I N E S T 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 小 泉 ま り
(コード番号 : 7111 東証スタンダード)
問 合 せ 先 管 理 本 部 広 報 ・ I R
<https://inest-inc.co.jp/contact>

株式併合及び株式併合に伴う定款の一部変更、新株予約権行使価格の調整に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 26 日付の取締役会において、株式の併合およびこれに伴う定款の一部変更について、2025 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件株式併合は上場維持基準を満たすための措置ではなく、また上場廃止を企図するものではありません。当社は引き続き、上場会社としての地位を維持し、株主の皆様への企業価値向上を目指してまいります。

1. 株式併合について

(1) 株式併合の目的

当社の発行済株式総数は、2025 年 3 月 31 日現在 109,596,485 株となっており、当社の事業規模から見て多い状態にあることに加え、当社の市場株価は 2 桁台で推移しており比較的低位にあります。よって、株価の最低変動単位である 1 円の変動率が相対的に大きくなり、投機的な売買が促進されやすいため、株価が不安定に動くことがあると認識しております。この株価変動の影響は、株主の皆様にとって無視できないものであり、当社にとっても重要な課題と認識しております。

このような状況を総合的に勘案した結果、投資単位を引き上げることは個人・機関を問わず投資家にとって健全な株価形成を促進するものであり、当社として合理的な資本政策であると判断いたしました。

本株式併合を実施することにより、株価の水準を適正に引き上げるとともに、発行済株式総数の削減を図ることを目的としております。

なお、当社は本株式併合の実施後も上場企業としての地位を維持し、事業活動を継続する意向であり、上場廃止を目的とした措置ではありません。

(2) 株式併合の内容

項目	内容
対象株式	当社普通株式
併合の割合	15 株を 1 株の割合で併合 (2025 年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数が基準となります)
効力発生日	2025 年 10 月 1 日 (予定)
効力発生日前の発行可能株式総数 (2025 年 5 月 26 日現在)	343,018,800 株
効力発生日における発行可能株式総数	22,867,920 株 (発行可能株式総数についての定款規定は、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます)

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 (2025 年 3 月 31 日現在)	109,596,485 株
併合により減少する株式数	102,290,053 株
併合後の発行済株式総数	7,306,432 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済み株式総数および併合比率に基づき算出した理論値です。

(4) 併合により減少する株主数

2025 年 3 月 31 日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
株主数 (割合)	7,584 (100.00%)	109,596,485 (100.00%)
15 株未満所有株主	236 (3.11%)	790 (0.00%)
15 株以上 100 株未満所有株主	79 (1.04%)	3,338 (0.00%)
100 株以上 1,500 株未満所有株主	4,794 (63.21%)	2,051,629 (1.87%)
1,500 株以上所有株主	2,475 (32.63%)	107,540,728 (98.12%)

本株式併合を行った場合、15 株未満の株式を所有されている株主様 236 名は株主たる地位を失うこととなります。

また、所有株式 100 株以上 1,500 株未満の株主様 4,794 名は、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、単元未満株式を所有の株主様は、会社法第 189 条第 2 項の規定により、自己の有する単元未満株式を買い取るよう当社に対して請求することができますので、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(6) 日程

株式併合のための株主総会開催日	: 2025 年 6 月 24 日 (予定)
基準日	: 2025 年 9 月 30 日 (予定)
株式併合の効力発生日	: 2025 年 10 月 1 日 (予定)

(7) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(8) その他

今回の株式併合に際して、資本金の額の変更はありません。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

①今回の株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少に伴い、会社法第182条2項の規定に基づき、2025年10月1日をもって当社の定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2025年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものいたします。

②株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条第1項に規定する単元未満株式の買増制度を導入するため、単元未満株式についての権利の規定である当社の定款第9条を変更いたします。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2025年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものいたします。

(2) 変更内容

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>343,018,800</u>株とする。 第7条～第8条 （条文省略） （単元未満株式についての権利） 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第10条～第43条 （条文省略） （新設）	第2章 株 式 （発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>22,867,920</u>株とする。 第7条～第8条 （現行どおり） （単元未満株式についての権利） 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <u>（4）会社法第194条第1項の規定による請求をする権利</u> 第10条～第43条 （現行どおり） <u>附則</u> <u>第6条、第9条の変更は、2025年10月1日をもって、効力を生ずるものとする。なお、本附則は2025年10月1日経過後、これを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2025年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 : 2025年10月1日（予定）

3. 新株予約権（ストックオプション）の行使価格の調整

今回の株式併合に伴い、新株予約権（ストックオプション）の1株当たりの行使価格を2025年10月1日以降、下記のとおり調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権	73 円	1,095 円
第2回新株予約権	81 円	1,215 円
第3回新株予約権	58 円	870 円

【添付資料】（ご参考）株主併合に関するQ&A

以上

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社では普通株式 15 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q2. 株式併合の目的は何ですか。

A2. 当社の発行済株式数は事業規模に対して多く、市場株価も比較的低位にあるため、1 円の変動が大きく影響し、投機的な売買が起りやすい状況にあります。このような株価変動は株主にも影響が大きく、当社の重要な課題と認識しています。こうした状況を踏まえ、株式併合により株価水準の適正化と発行済株式数の削減を図り、健全な株価形成を促すことが資本政策上合理的と判断しました。

Q3. 株主の所有株式数や議決権の個数はどのようになるのですか。

A3. 株主の皆さまの株式併合後のご所有株式数は、2025 年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録されたご所有株式数に 15 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式
例 1	15,000 株	150 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,851 株	18 個	123 株	1 個	0.4 株
例 3	150 株	1 個	10 株	なし	なし
例 4	14 株	なし	なし	なし	0.9 株

- ① 例 1、3 に該当する株主の皆さまに関しましては、特段のお手続きの必要はございません。
- ② 例 2、3 で発生する単元未満株式につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。
- ③ 例 2、4 で発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、端数株式の処分に係る手続きが完了する 2025 年 12 月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ④ 例 4 でご所有株式数が 15 株未満の株主様は、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、当社株式の保有機会を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。また、当社では、同制度を利用される株主の皆様の利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただきますことを予定しております。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A4. 本株式併合により株主の皆さまのご所有株式数は 15 分の 1 となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 15 倍になります。従って、株式市場の変動等の要因を別とすれば、本株式併合によって株主の皆さまご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の 15 倍となります。

Q5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A5. 本株式併合の効力発生（2025 年 10 月 1 日）前に、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、1 株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後も「単元未満株式の買取り」制度を利用できますか。

A6. 本株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的な手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q7. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか。

A7. 2025 年 5 月 23 日の東京証券取引所における終値 46 円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

$$\text{併合前 } 46 \text{ 円/株} \times 100 \text{ 株} = 4,600 \text{ 円}$$

この株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

$$\text{併合後 } 690 \text{ 円/株} \times 100 \text{ 株} = 69,000 \text{ 円}$$

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は 15 倍となります。

Q8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A8. 具体的なスケジュールは次のとおりの日程を予定しております。

2025 年 5 月 26 日	取締役会決議
2025 年 6 月 24 日（予定）	本株主総会決議日
2025 年 9 月 30 日（予定）	本株式併合の基準日
2025 年 10 月 1 日（予定）	本株式併合の効力発生日
2025 年 10 月下旬（予定）	株主様宛株式併合割当通知の発送
2025 年 12 月上旬（予定）	端数株式処分代金お支払い

Q9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A9. 特段の手続きの必要はございません。なお、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただく場合の具体的な手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【当社株主名簿管理人お問い合わせ先】

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日、祝日を除く）